

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

| 項目名 | 収益基盤の確保に意欲的に取り組む酒類製造者を対象とした酒税の特例措置の創設 | | | | | | | |
|-----------------------|---|--|-----------|-------------|------------|----------|----------|----------|
| 税目 | 酒税 | | | | | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>酒類製造者は、歴史的・文化的に地域社会とのつながりが深く、地方創生や地域経済の要として期待される地域の中核的な存在として重要な役割を果たしている。しかし、酒類製造者の大宗は中小企業者であることから、収益基盤を確保し、昨今の酒類需要の減少や種々の環境変化に対応することが、企業の持続的な経営はもとより、酒税の保全の観点からも極めて重要となる。</p> <p>こうした中で、小規模な酒類製造者に対しては、これまで「清酒等に係る酒税の税率の特例措置（租税特別措置法第87条）」、「ビールに係る酒税の税率の特例措置（租税特別措置法第87条の4）」及び「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置（震災税法第43条）」が適用され、清酒・焼酎・果実酒・ビール等の一定の品目に限り、一定の製造規模以下である品目ごとに、200キロリットルまでの移出に係る酒税の税率を軽減する特例が存在しているが、これらの特例措置は令和5年3月31日に適用期限が到来する。</p> <p>こうした小規模な酒類製造者が、自立的な事業拡大や経営改善等を行い、その役割を引き続き果たしていくためには、これまでの各品目に着目した制度を、酒類製造事業に意欲的に取り組む者を対象とした特例措置に見直すことが合理的である。</p> <p>そこで、現行の税率の特例措置を改め、収益基盤の確保に意欲的に取り組む小規模な酒類製造者が製造する酒類の全品目を対象とする仕組みとし、酒類の品目にとらわれない製造者単位に着目した酒税の特例措置を新たに創設する。</p> <p>【新たな酒税の特例措置のイメージ】</p> <p>○ 新制度の目的・適用対象者 酒類製造者の事業拡大や経営改善等を促し、収益基盤の確保を図ることを目的とし、小規模かつ収益基盤の確保に意欲的に取り組む次の要件を満たす酒類製造者を対象とした特例措置。 要件① 中小企業基本法に定める「中小企業者」に該当し、かつ、前年度の総課税移出数量が 3,000 キロリットル以下の酒類製造者（欠格事由に該当する酒類製造者や大企業の子会社等を除く。） 要件② 収益基盤を確保するための事業計画書を定め必要な書類を作成・提出し、当該計画の実績の報告を行う酒類製造者であること</p> <p>○ 具体的な措置の内容 酒税の納付税額に応じた逡減型の税額控除方式を採用。具体的には、酒税の納付税額が 5,000 万円までは 20%、5,000 万円から 8,000 万円までは 10%、8,000 万円から 1 億円までは 5% の税額控除（年間の適用上限額 1,400 万円）とする。なお、個別の品目で 1,000 キロリットルを超える酒類を有する酒類製造者は、上記の税額控除割合を半減する。 （注）新制度導入により大幅な税負担増となる酒類製造者には、激変緩和措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="885 1966 1493 2132"> <tr> <td data-bbox="885 1966 1214 2020">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1214 1966 1493 2020">▲5,435 百万円※</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 2020 1214 2074">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1214 2020 1493 2074">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 2074 1214 2132">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1214 2074 1493 2132">（ — 百万円）</td> </tr> </table> <p>※ 激変緩和措置を設けた場合、最大 ▲329 百万円の減収が見込まれる。</p> | | 平年度の減収見込額 | ▲5,435 百万円※ | （制度自体の減収額） | （ — 百万円） | （改正増減収額） | （ — 百万円） |
| 平年度の減収見込額 | ▲5,435 百万円※ | | | | | | | |
| （制度自体の減収額） | （ — 百万円） | | | | | | | |
| （改正増減収額） | （ — 百万円） | | | | | | | |

(参考1) 清酒等に係る酒税の税率の特例措置

清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒（麦芽比率50%未満のものに限る。）の製造者が、令和5年3月31日までに製造場から移出する清酒等については、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する各酒類の200キロリットルまでのものに係る酒税の税額を5%から28.9%の割合で軽減する措置。

(参考2) ビールに係る酒税の税率の特例措置

ビールの製造者が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間（令和3年3月31日以前にビールの製造免許を取得した者は、令和5年3月31日までの間）に製造場から移出するビールについては、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する200キロリットルまでのものに係る酒税の税率を7.5%又は15%の割合で軽減する措置。

(参考3) 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置

東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けた清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒（麦芽比率50%未満のものに限る。）が、令和5年3月31日までの間に製造場から移出する清酒等については、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する各酒類の200キロリットルまでのものに係る酒税の税額を6.25%軽減する措置。

| | | |
|---|---|---|
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | <p>(1) 政策目的 酒類製造者の健全な発達</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>酒類市場の状況は、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、高度経済成長後における消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、国内マーケットは全体として中長期的に縮小してきている。他方で、マーケットインの視点に立った商品の差別化や高付加価値化、地域連携や海外展開等に積極的にアプローチして、国内外の、とりわけ海外需要の拡大につなげている酒類製造者が徐々に増えてきている。こうした状況変化を背景に、酒類の課税額は平成6年度をピークに、また、課税移出数量は平成11年度をピークとして減少してきており、各酒類の課税移出の構成比率は、大きく変化してきている。</p> <p>酒類製造者は、歴史的・文化的に地域社会とのつながりが深く、地方創生や地域経済の要として期待される地域の中核的な存在として重要な役割を果たしている。酒税の納税義務者である酒類製造者は、他の個別間接税（たばこ税、揮発油税、石油石炭税など）の納税義務者に比して極めて小規模でその数も多く、更には、課税物件である酒類は、消費環境の変化に大きく左右されるという特殊性がある。特に、国内を巡る酒類消費量は、上記のとおり、人口動態の変化や嗜好の多様化等を背景に、長期的に減少している。仮に、現時点での成人人口（20歳以上）の見込みを前提として、成人一人当たり酒類消費量の直近20年の減少動向が今後も継続すると仮定し機械的に試算すれば、令和22年の国内の酒類消費量は令和3年比で約3割減少することとなる。こうした酒類消費の中長期的な趨勢を踏まえれば、それぞれの事業者が自らの経営課題に照らした創意工夫を行い、商品付加価値の向上に向けた取組や輸出も含めた新たな市場の開拓を行い、しっかりとした収益基盤を確保しなければ、企業の持続的な経営はもとより、酒類業の安定及び酒税の保全を図ることが困難となる。</p> <p>現行の酒税の税率の特例措置は、級別制度の廃止や酒類間の税負担格差の縮小に伴う税負担の大幅な上昇に伴う激変緩和の観点等から措置されたもので、酒類製造者の経営の安定化に大きく寄与してきた。他方で、当該措置は、長期にわたり措置され、また、限定された品目に適用されるものであり、その措置のあり方が課題とされてきたところである。一方で、上述の酒類消費を巡る環境の変化の下で、小規模な酒類製造者が、自立的な事業拡大や経営改善等を積極的に行い、その役割を引き続き果たし、酒類業の安定と酒税の保全を確実なものとするためには、中小企業者に対する酒税に関する特例措置は引き続き必要である。</p> <p>そこで、現行の酒税の税率の特例措置を改め、収益基盤の確保に意欲的に取り組む小規模な酒類製造者が製造する酒類の全品目を対象とする仕組みとし、酒類の品目にとらわれない製造者単位に着目した酒税の特例措置を新たに創設することで、自立的な事業拡大や酒類製造業界の経営の改善を進め、酒類業の安定及び酒税の保全を確実なものとしていくことが必要である。</p> | |
| | 合 理 性 | 政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け |

| | | | |
|----------------------|-----------|---|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 政策の達成目標 | 収益基盤の確保に意欲的に取り組む製造者の増加により、小規模な酒類製造者の経営基盤の安定及び酒税の保全を図り、もって酒類業の健全な発達の促進を図る。 | |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 1年間の準備期間（現行制度の継続適用）を設けた上で、5年間の措置（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで） |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 国税庁が定める基本方針に基づき、酒類製造者の収益基盤を確保するための事業計画書を作成し、その目標の実現に意欲的に取り組む酒類製造者の増加及び基本方針に定めた目標毎の達成率の向上 |
| | 政策目標の達成状況 | — | |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の清酒等に係る酒税の税率の特例措置の申告者数（延べ件数） 2,853者 ・ビールに係る酒税の税率の特例措置の申告者数 385者 新たな酒税の特例措置は、現行制度の適用者の範囲内であることが見込まれる。 ※ 複数品目を製造する酒類製造者を加味し、3,000者弱程度。 |
| | | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 酒類の品目にとらわれない製造者単位に着目した制度が創設されれば、事業計画書の策定とあいまって、収益基盤の確保等に意欲的に取り組む酒類製造者が増加し、酒類業の健全な発達の促進が図られる。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | — |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | | 要望の措置の妥当性 | <p>本措置は、申告納税制度の手続の中で酒税の一部を軽減するものである。通常納税申告のみで実施することができることから、新規性・先進性のある取組に対する事業の経費の一部補助等を目的とした酒類業者に対する予算上の措置よりも、税法で定める一定の要件に合致した酒類製造者を幅広く、等しく支援することができるため、上記政策目的を実現する手段として的確かつ有効である。なお、制度の創設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、現行の税率の特例措置を廃止した上で、一定の上限の下、酒類製造者の納める酒税納税額に応じて税額控除を行う。新制度の仕組みは酒税納税額の一部を軽減するものであることから、過剰に酒税負担を免除するものではない。</p> <p>（参考）本措置の減収額の見込みは、酒税収入額（令和4年度予算額）約1兆1,280億円の0.6%に当たる約54億円であり、税収に与える影響も軽微で、政策目的を実現する手段として必要最小限の措置と考える。</p> |

| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | <p>(参考) 現行の酒税の税率の特例措置の適用実績 (単位：者、%、億円)</p> <p>清酒等に係る酒税の税率の特例措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数</td> <td>2,888</td> <td>2,931</td> <td>2,957</td> <td>2,959</td> <td>3,032</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>2,761</td> <td>2,814</td> <td>2,840</td> <td>2,853</td> <td>2,926</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>95.6</td> <td>96.0</td> <td>96.0</td> <td>96.4</td> <td>96.5</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>47.89</td> <td>45.66</td> <td>44.18</td> <td>37.79</td> <td>37.21</td> </tr> </tbody> </table> <p>ビールに係る酒税の税率の特例措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数</td> <td>184</td> <td>358</td> <td>385</td> <td>393</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>182</td> <td>356</td> <td>377</td> <td>385</td> <td>387</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>98.9</td> <td>99.4</td> <td>98.0</td> <td>98.0</td> <td>97.5</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>4.11</td> <td>4.65</td> <td>4.88</td> <td>3.68</td> <td>3.92</td> </tr> </tbody> </table> <p>被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数</td> <td>106</td> <td>107</td> <td>107</td> <td>107</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>0.83</td> <td>0.81</td> <td>0.71</td> <td>0.51</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | 申告者数 | 2,888 | 2,931 | 2,957 | 2,959 | 3,032 | 適用者数 | 2,761 | 2,814 | 2,840 | 2,853 | 2,926 | 適用割合 | 95.6 | 96.0 | 96.0 | 96.4 | 96.5 | 軽減税額 | 47.89 | 45.66 | 44.18 | 37.79 | 37.21 | 年度 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | 申告者数 | 184 | 358 | 385 | 393 | 397 | 適用者数 | 182 | 356 | 377 | 385 | 387 | 適用割合 | 98.9 | 99.4 | 98.0 | 98.0 | 97.5 | 軽減税額 | 4.11 | 4.65 | 4.88 | 3.68 | 3.92 | 年度 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | 申告者数 | 106 | 107 | 107 | 107 | 107 | 軽減税額 | 0.83 | 0.81 | 0.71 | 0.51 | 0.60 |
|-----------------------------|---|--|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|-------|-------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
| | 年度 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 申告者数 | 2,888 | 2,931 | 2,957 | 2,959 | 3,032 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 適用者数 | 2,761 | 2,814 | 2,840 | 2,853 | 2,926 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 適用割合 | 95.6 | 96.0 | 96.0 | 96.4 | 96.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽減税額 | 47.89 | 45.66 | 44.18 | 37.79 | 37.21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申告者数 | 184 | 358 | 385 | 393 | 397 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用者数 | 182 | 356 | 377 | 385 | 387 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用割合 | 98.9 | 99.4 | 98.0 | 98.0 | 97.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽減税額 | 4.11 | 4.65 | 4.88 | 3.68 | 3.92 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申告者数 | 106 | 107 | 107 | 107 | 107 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽減税額 | 0.83 | 0.81 | 0.71 | 0.51 | 0.60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | <p>現行の税率の特例措置は、小規模生産であるため単位当たりのコストが高い酒類製造者の総販売原価が低減された結果、過去の増税による激変緩和等に一定の効果があったものと考えられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前回要望時の達成目標 | <p>現行の税率の特例措置は、創設時の目的や長期にわたり酒類の需要が減少関係にあることを鑑みると、具体的な達成目標を示すことは困難である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | <p>政策目標の具体的な達成目標を示すことが難しいため、達成度を示すことは難しいが、現行の特例措置の対象となる酒類製造者は、総販売原価が低減され、経営状況には一部改善の兆しが見られたものの、昨今、酒類の需要が大きく減少しており、小規模な酒類製造者の経営基盤は不安定となっている。</p> <p>現行の税率の特例措置は、品目が限定されていることから、酒類製造者の収益基盤を確保するための措置としてはその効果が限定的であり、製造する品目にかかわらず、小規模な酒類製造者を対象とした特例措置に見直すことが、政策目的を達成する手段としては、より有効に機能すると考えられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これまでの要望経緯 | <p>○ 清酒等に係る酒税の税率の特例措置 平成 6 年度、平成 9 年度、平成 13 年度、平成 14 年度、平成 15 年度、平成 20 年度、平成 25 年度及び平成 30 年度に適用期限の延長を要望している。</p> <p>○ ビールに係る酒税の税率の特例措置 平成 18 年度、平成 20 年度、平成 25 年度、平成 28 年度、平成 30 年度及び令和 3 年度に適用期限の延長を要望している。</p> <p>○ 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置 平成 25 年度、平成 28 年度、平成 30 年度及び令和 3 年度に適用期限の延長等を要望している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国税庁課税部酒税課)

| | | | |
|---|--|---|---------------------------------|
| 項 目 名 | 日本酒造組合中央会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長 | | |
| 税 目 | 登録免許税 | | |
| 要 望 の 内 容 | 日本酒造組合中央会が行う信用保証事業に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の軽減措置の適用期限を現行の軽減割合を維持しつつ2年間延長する。 (本則 4/1,000 ⇒ 1.5/1,000) (関係条文) 租税特別措置法第 78 条第 2 項第 4 号 | | |
| | | 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額) | — 百万円 (— 百万円) (— 百万円) |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | (1) 政策目的 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和 28 年法律第 7 号) に基づいて設立された日本酒造組合中央会 (以下「中央会」という。) は、清酒製造業等の安定に関する特別措置法 (昭和 45 年法律第 77 号) に基づき、信用保証事業を実施している。当該事業は、清酒製造資金の融通の円滑化等を図り、もって清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的としている。 この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、清酒製造業者に過度の負担を与えることなく資金の円滑な融通を図る必要がある。 | | |
| | (2) 施策の必要性 清酒製造業者は、長期にわたる需要低迷により、その経営環境は極めて厳しく、清酒製造業者の経営基盤の安定に資するためには、清酒製造資金の融通の円滑化を図る必要があるが、そのためには、信用力の脆弱な清酒製造業者が融資を受ける際、中央会の債務保証により、その信用力を補完することが必要である。 抵当権の設定登記を行う際に登録免許税の軽減措置を講ずることは、中央会の債務保証を受けるため担保提供を行う者の担保提供を容易にし、その融資時における清酒製造業者の負担を軽減することとなり、資金の融通の円滑化を図ることができるとともに、担保を求め抵当権の設定登記を行うことは、中央会の信用保証事業の健全性確保にも資することができる。 | | |

| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 酒類業の健全な発達 (清酒製造業等の安定に関する特別措置法) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----------------|------------------------|---|-----|--------|----|-----|-----|--------|----------------|---|---|---|-------|-------|-------|---|----|-----|-----|--------|------------|----|---|---|-------|-------|-------|---|
| | | 政策の達成目標 | 清酒製造業者の清酒製造資金の融通の円滑化を図り、経営基盤の安定及び酒税の確保を目的とする本要望の性格上、達成目標を示すことは困難であるが、清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保といった政策目標の実現に向け、着実に施策を推進していくこととする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間 | 2年間の延長 (令和7年3月31日まで) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 同上の期間中の達成目標 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 政策目標の達成状況 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 令和4年度 2件 8万円 令和5年度 2件 8万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>本要望の性格上、直接的な効果を示すことは困難であるが、信用力が脆弱である清酒製造業者は、この軽減措置もあり中央会の債務保証が受けられ、清酒製造のための資金調達が図られることにより、清酒の製造を行い、酒税の確保が図られる。</p> <p>中央会の債務保証を受けるため登録免許税の軽減を受け担保提供した者に係る債務保証額及び酒税の課税額は以下のとおり。</p> <p>○ 登録免許税軽減を受けた者の債務保証の引受実績 (単位: 者・万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27~R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録免許税の軽減を受けた者数</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>債務保証額</td> <td>6,480</td> <td>2,475</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 登録免許税軽減を受けた者の酒税課税実績 (単位: 万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27~R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録免許税の軽減税額</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>酒税課税額</td> <td>4,879</td> <td>1,527</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> | | | 年度 | H25 | H26 | H27~R3 | 登録免許税の軽減を受けた者数 | 4 | 2 | — | 債務保証額 | 6,480 | 2,475 | — | 年度 | H25 | H26 | H27~R3 | 登録免許税の軽減税額 | 20 | 8 | — | 酒税課税額 | 4,879 | 1,527 | — |
| | | 年度 | H25 | H26 | H27~R3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 登録免許税の軽減を受けた者数 | 4 | 2 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 債務保証額 | 6,480 | 2,475 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | H25 | H26 | H27~R3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録免許税の軽減税額 | 20 | 8 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酒税課税額 | 4,879 | 1,527 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--|
| | <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p> | |
| | <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p> | |
| | <p>要望の措置の妥当性</p> | <p>中央会と同様に公的な信用保証事業を行っている信用保証協会、農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金、漁業信用基金協会についても、抵当権の設定登記等の税率の軽減が措置されている。</p> |
| <p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p> | <p>租税特別措置の適用実績</p> | <p>平成 25 年度 4 件 20 万円 平成 26 年度 2 件 8 万円 (平成 27 年度以降は実績なし。)</p> |
| | <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> | <p>—</p> |
| | <p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> | <p>融資時における清酒製造業者の負担が直接的に軽減されることとなり、政策目的である清酒製造資金の融通の円滑化を図ることに資すると認められることから、本措置による税制面からの支援は有効である。</p> |
| | <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>—</p> |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>—</p> |
| | <p>これまでの要望経緯</p> | <p>昭和 53 年度に制度が創設された。 昭和 54 年度以後、2 年毎に延長を要望している。</p> |

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省理財局総務課）

| | | | | |
|-----------------------|--|-----------|---|------|
| 項 目 名 | 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減 | | | |
| 税 目 | 石油石炭税 | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>イオン交換膜法による塩製造業において、塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭を保税地域から引き取ろうとする者が、令和5年3月31日までに、その保税地域の所轄税関長の承認を受けて引き取るときは、租税特別措置法第90条の3の3に基づき、その引取りに係る石油石炭税については、石油石炭税法第9条による本則税率を適用することとされている措置の延長を要望するものである。</p> <p>減免の概要</p> <p>(1) 対象者…石炭を用いた自家発電でイオン交換膜法による塩を製造する者。 (2) 対象事業者数…4社。 (3) 対象物件…石炭。 (4) 適用範囲…イオン交換膜法による塩の製造に使用する電力に係るものに限る。 (5) 適用期間…令和8年3月31日まで（3年間の延長）。 (6) 減免の方法…事前に用途証明書を発行し、通関時に本則税率を適用する。</p> | | | |
| | | 平年度の減収見込額 | - | 百万円 |
| | (制度自体の減収額) | (| - | 百万円) |
| | (改正増減収額) | (| - | 百万円) |

(1) 政策目的

塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることに鑑み、国内製造による良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保すること。

(2) 施策の必要性

塩は、国民生活に不可欠な代替性のない物資であることから、塩事業法の国会附帯決議において食料用の塩（以下「食用塩」という。）の需要程度を国内製造で賄うように努めることとされている。食用塩には、人間が体内に摂取するという性格上、不純物の極めて少ない塩が多く使用され、諸外国では、岩塩や天日塩といった原塩を溶解した極めて塩分濃度の高い塩水を煮詰める方法で効率的に製造している。

一方、我が国では、岩塩資源がなく高温多湿で国土が狭いことから天日塩の製造も困難なため、歴史的に海水を煮詰めて塩を製造してきた。海水そのものの塩分濃度は3%程度のため、海水の塩分濃度を効率的に高めることに取り組み、様々な製法を経て、現在、イオン交換膜で塩分濃度を高めた海水を煮詰めて塩を製造している。そして、このイオン交換膜の運用に大量の電力が必要となるため、塩製造業者は自家発電を行っている。

このように我が国の塩製造は、複雑な製造工程を経ることなどにより、諸外国に比べ、コスト面において不利な条件下にある。そのため、比較的安価な石炭を燃料とするとともに、自家発電の工程で発生する熱を利用して濃縮した海水を煮詰めてコージェネレーション（熱電併給）を実現し、高いエネルギー効率を発揮することで海外からの輸入塩に対する競争力の強化を図ってきたところ。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵略に伴う世界的な燃料価格の高騰により、石炭価格は前回軽減措置が認められた令和2年度当初の4倍以上に高騰し、塩製造業者4社の経営を圧迫しており、経営基盤を揺るがしかねない状況である。このような状況において現行の軽減措置が終了した場合、塩製造業者の塩事業継続にすら支障をきたす恐れがあり、ひいては輸入塩の過度な流入を招き、国会附帯決議において求められている事項を達成することができなくなるとともに、国内の良質な塩の安定的かつ円滑な供給に支障をきたす恐れがある。

また、政府目標として2050年（令和32年）におけるカーボンニュートラルが示されている中、現在、塩製造業者においても更なるエネルギー効率の向上を図るなどしてCO₂排出量の削減を目指している状況ではあるものの、石炭からの燃料転換については、非常に多額の設備投資が必要であり、上記のとおり、現下の塩製造業者には新規投資を行うだけの体力はないことに加え、水素やアンモニアといった塩製造における脱炭素に必要な技術自体が社会実装までに相当の期間を要することを踏まえれば、低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給のためには、当面の間、石炭の使用を続けざるを得ない。

したがって、本軽減措置を延長する必要がある。

| | | | |
|----------------------|-----|------------------------|--|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 1 1 - 1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 |
| | | 政策の達成目標 | 良質な塩を安定的かつ円滑に供給するとともに、塩製造業の健全な発展を図る。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 措置期間の3年間の延長（令和8年3月31日） |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標と同じ。 |
| | | 政策目標の達成状況 | 本措置により、製造コストを抑制し、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況。 |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 本措置の適用事業者数は、イオン交換膜法による塩製造業者4社。 |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 製造コストが抑制され、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保される。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 関税：基本税率 0.5円/kg 我が国では、岩塩資源がなく高温多湿で国土が狭いことから天日塩の製造も困難なため、主にイオン交換膜法により塩分濃度を高めた海水を煮詰めて塩を製造しているが、こうした特殊性に鑑み、塩の輸入自由化（一元輸入の廃止）に伴い、輸入塩との競争条件を整えるため、一定の水準の関税を基本税率として設定。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |

| | | |
|----------------------------|----------------------------|--|
| | | <p>要望の措置の妥当性</p> <p>食用塩は、国内の食品原材料として幅広く使用（味噌、醤油、パン、麺類、漬物、水産、加工食品等）されており、少量であってもそれぞれの食品製造に必要な不可欠な場合も多く、その供給に支障をきたした場合は、国内の食品供給にも大きな影響を与える。</p> <p>国内の塩製造業者によるイオン交換膜法で製造された塩は、食用塩の需要量の大部分を供給（直近10年（平成24年度～令和3年度）平均：77.4%）しており、当該塩製造業者に対し本措置を講ずることにより、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保することができる。</p> |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | <p>令和元年度 適用事業者数 4社 減収額 135百万円 （前回要望時の減収見込額：143百万円）</p> <p>令和2年度 適用事業者数 4社 減収額 132百万円</p> <p>令和3年度 適用事業者数 4社 減収額 137百万円</p> |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | エネルギーコストが上昇傾向であったが、本措置により、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況。 |
| | 前回要望時の達成目標 | 良質な塩を安定的かつ円滑に供給するとともに、塩製造業の健全な発展を図る。 |
| | 前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由 | 国内製造による良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況である。 |
| | これまでの要望経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度税制改正要望により、24年10月から26年3月までの間、石油石炭税の軽減措置が認められた。 平成26年度税制改正要望により、29年3月までの間の延長が認められた。 平成29年度税制改正要望により、令和2年3月までの間の延長が認められた。 令和2年度税制改正要望により、令和5年3月までの間の延長が認められた。 |

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(財務省大臣官房政策金融課)

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|--|-----------|--|-------|--------------|---|--------|------------|---|--------|
| 項 目 名 | 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長 | | | | | | | | | | | |
| 税 目 | 印紙税 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条第 1 項、同法施行令第 8 条第 1 項第 3 号 ・ 第 4 号、第 2 項第 2 号 ・ 5 号) | | | | | | | | | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】</p> <p>(措置対象) 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等</p> <p>(措置内容) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業 (生活衛生貸付を除く) 及び株式会社日本政策投資銀行が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円)</td> </tr> </table> | | | 平年度の減収見込額 | | － 百万円 | (制度自体の減収額) | (| － 百万円) | (改正増減収額) | (| － 百万円) |
| 平年度の減収見込額 | | － 百万円 | | | | | | | | | | |
| (制度自体の減収額) | (| － 百万円) | | | | | | | | | | |
| (改正増減収額) | (| － 百万円) | | | | | | | | | | |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | <p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p> | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----------------------|-----------|---|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | — |
| | | 政策の達成目標 | — |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。 |
| | 政策目標の達成状況 | — | |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | — |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 令和2年度予算において、下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：4,474,200,000千円の内数 ・危機対応円滑化業務出資金：760,900,000千円 |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。 |
| | 要望の措置の妥当性 | 当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。 | |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | 前回要望時の達成目標 | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | <p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> | |

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（財務省主計局給与共済課）

| | | | |
|-------------------|--|--------------------------|-----------------------------|
| 項目名 | 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 | | |
| 税目 | 法人税 | | |
| 要望の内容 | <p>退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について、その健全な運営を確保するため、政府税制調査会において議論が行われている老後の生活等に備える資産形成に係る税制の包括的な見直しに併せて撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。</p> | | |
| | <p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p> | <p>— (— (—</p> | <p>百万円 百万円 百万円)</p> |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的 退職等年金給付は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図るための制度であり、これらの充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 退職等年金給付に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっている。</p> <p>そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに当該年金の財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響がある。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る必要がある。</p> | | |

| | | | |
|----------------------|-----------|---|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 |
| | | 政策の達成目標 | 特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 恒久措置を要望 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。 |
| | 政策目標の達成状況 | — | |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 退職等年金給付の制度の加入者（約 109 万人（令和 3 年度末））に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う国家公務員共済組合連合会が特別法人税の納税義務者である。 |
| | | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 地方税についても同様の要望を行っている。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 退職等年金給付の制度の加入者等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。 | |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | 前回要望時の達成目標 | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | <p>平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に伴う所要の措置を要望し、平成 26 年度において特別法人税の課税停止が延長されている。</p> <p>平成 29 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。</p> <p>令和 2 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。</p> | |

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（財務省大臣官房総合政策課）

| | | | |
|-------------------|--|--|--|
| 項目名 | 適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 | | |
| 税目 | 法人税 | | |
| 要望の内容 | <p>適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税について、他の年金制度と同様に受給者保護を図るため、撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。</p> | | |
| | <p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p> | <p>— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</p> | |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的 閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行う必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっており、特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。</p> <p>特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更に財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、受給者保護の大きな阻害要因となる。</p> <p>このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、受給者保護を図る必要がある。</p> | | |

| | | | |
|----------------------|-----|------------------------|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標2-1 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 |
| | | 政策の達成目標 | 受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 恒久措置を要望。 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。 |
| | | 政策目標の達成状況 | 令和2年度末時点で31件269人、令和3年度末時点で30件251人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。 |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 適用者数は、次のとおり。 令和2年度末：31件（269人） 令和3年度末：30件（251人） 令和4年末：28件（237人）（推計） 令和5年末：26件（213人）（推計） 令和6年末：19件（161人）（推計） 令和7年末：17件（143人）（推計） なお、本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成24年4月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに、適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。 |
| | | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |

| | | | |
|----------------------------|-----------|--|--|
| | | 要望の措置の妥当性 | 安定した老後の所得を確保するため、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護が図られる。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | | 前回要望時の達成目標 | — |
| | | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| | これまでの要望経緯 | 平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度において課税停止措置が延長されている。 | |

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(財務省主計局給与共済課)

| | | | |
|---|---|-----------|-------|
| 項 目 名 | 出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充 | | |
| 税 目 | 所得税、国税徴収法 | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>出産費及び家族出産費に対する所得税等について、国家公務員共済組合制度の被保険者である国家公務員などの生活の保障又は生活の安定を図るため、令和 4 年度に出産費及び家族出産費の支給額を見直す場合において、令和 5 年度以降の出産費及び家族出産費について、引き続き、国家公務員共済組合法第 49 条等に基づく非課税措置を講じる。</p> <p>国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。</p> <p>（公課の禁止） 第四十九条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。</p> | | |
| | | 平年度の減収見込額 | — 百万円 |
| | (制度自体の減収額) | (— 百万円) | |
| | (改正増減収額) | (— 百万円) | |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る | <p>(1) 政策目的 国家公務員共済組合制度における被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図ることができる。</p> <p>(2) 施策の必要性 出産費及び家族出産費を含めた保険給付は、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図るために支給されるものであるため、国家公務員共済組合法第 49 条等に基づき非課税等（注）となっている。 （注）健康保険制度と同様。 これまでと同様、引き続き、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要がある。</p> | | |

| | | | |
|----------------------|-----|--|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 |
| | | 政策の達成目標 | 非課税措置等の拡充をすることにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の構築及び管理を図り、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図る。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | | 政策目標の達成状況 | — |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | — |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 地方税についても同様の要望を行っている。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| 要望の措置の妥当性 | | 国家公務員共済組合制度に基づき、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図ることができる。 | |

| | | |
|----------------------------|-----------------------------|---|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | 前回要望時の達成目標 | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 実績なし。 | |

令和5年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省理財局国債企画課）

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------|--|-----------|---|-----|------------|----|------|----------|----|------|
| 項 目 名 | 特定外国法人の債券現先取引（レポ取引）に係る利子等の課税の特例（レポ特例）の延長又は恒久化 | | | | | | | | | | | |
| 税 目 | 所得税、法人税 | | | | | | | | | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>外国金融機関等以外の外国法人（特定外国法人）に係るレポ取引の延長又は恒久化を要望するもの。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">－</td> <td style="width: 30%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（－</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（－</td> <td>百万円）</td> </tr> </table> | | | 平年度の減収見込額 | － | 百万円 | （制度自体の減収額） | （－ | 百万円） | （改正増減収額） | （－ | 百万円） |
| 平年度の減収見込額 | － | 百万円 | | | | | | | | | | |
| （制度自体の減収額） | （－ | 百万円） | | | | | | | | | | |
| （改正増減収額） | （－ | 百万円） | | | | | | | | | | |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>国債を確実かつ円滑に発行する環境を構築し、同時に国債発行による国の資金調達コストを抑制していくため、国債市場の流動性・効率性を維持・向上すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>レポ取引は、債券の出し手にとっては低廉なコストでの資金調達手段として、債券の取り手にとっては速やかな債券調達手段として有効な取引。</p> <p>クロスボーダーのレポ取引に関しては、国債市場の流動性・効率性の維持・向上に資する観点から、外国金融機関等が国内金融機関等と行うレポ取引についてレポ特例が恒久措置として適用されている。</p> <p>平成29年度からは、クロスボーダーのレポ取引の利便性向上と活性化のため、特定外国法人が国内金融機関等と直接行うレポ取引についてもレポ特例が新たに適用されている。</p> <p>しかしながら、特定外国法人に係るレポ特例は2年間（令和元年度及び令和3年度に各2年延長され、現在令和5年3月31日まで）の時限措置とされている。足元の低金利・低ボラティリティ環境下において国債取引が依然低水準にある中では、引き続き、当該レポ特例を措置することで、レポ取引を通じた国債市場への非居住者等の積極的参入を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|-------------|--|--|
| 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項 | 合 理 性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 |
| | | 政策の達成目標 | 非居住者等の国債レポ取引への積極的参入 非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 2年間（令和7年3月31日まで）又は恒久措置とする。 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | （政策の達成目標と同じ） |
| | | 政策目標の達成状況 | 現行措置により特定外国法人が行うクロスボーダーのレポの利便性は向上している。レポ取引を通じた国債市場への非居住者等の積極的参入を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成するため、引き続き、現行措置の存続が必要。 |
| | 有 効 性 | 要望の措置の適用見込み | 特定外国法人が国内金融機関等とクロスボーダーのレポ取引を直接行うときにレポ特例を活用する。 |
| | | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 特定外国法人が国内金融機関等とクロスボーダーのレポ取引を直接行うようになり、レポ取引へ積極的に参入することで、非居住者等による国債取引の促進、国債市場の流動性の維持・向上につながる。 |
| | 相 当 性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| 要望の措置の妥当性 | | 外国金融機関等に係るレポ特例（恒久措置）と同等の措置を特定外国法人に対して求めるものであり、妥当である。 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|--------|------------|--------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | <p><参考：非居住者等の債券現先取引の平均残高></p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>32兆0,532億円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>38兆5,934億円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>46兆6,965億円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>51兆8,468億円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>49兆0,802億円</td> </tr> </table> <p>(出所) 日本証券業協会「公社債投資家別条件付売買(現先)月末残高」 (注) 非居住者等には、レポ特例の適用対象外の者も含む。</p> | 平成29年度 | 32兆0,532億円 | 平成30年度 | 38兆5,934億円 | 令和元年度 | 46兆6,965億円 | 令和2年度 | 51兆8,468億円 | 令和3年度 | 49兆0,802億円 |
| | 平成29年度 | 32兆0,532億円 | | | | | | | | | | |
| | 平成30年度 | 38兆5,934億円 | | | | | | | | | | |
| | 令和元年度 | 46兆6,965億円 | | | | | | | | | | |
| | 令和2年度 | 51兆8,468億円 | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 49兆0,802億円 | | | | | | | | | | | |
| 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — | | | | | | | | | | | |
| 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | 特定外国法人が国内金融機関等と直接クロスボーダーのレポ取引を行うことにより、レポ取引への積極的参入につながる。 | | | | | | | | | | | |
| 前回要望時の達成目標 | 非居住者等の国債レポ取引への積極的参入 非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減 | | | | | | | | | | | |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 現行措置により、国内金融機関等の受け入れ態勢の整備が進んだこともあり、着実にレポ特例を活用した取引が行われており、国債市場の活性化に寄与している。 | | | | | | | | | | | |
| これまでの要望経緯 | 外国金融機関等に係るレポ特例(恒久措置)に加え、平成29年度税制改正において特定外国法人に係るレポ特例(2年間の時限措置)が設けられ、令和元年度及び令和3年度税制改正において更に2年間延長された。 | | | | | | | | | | | |